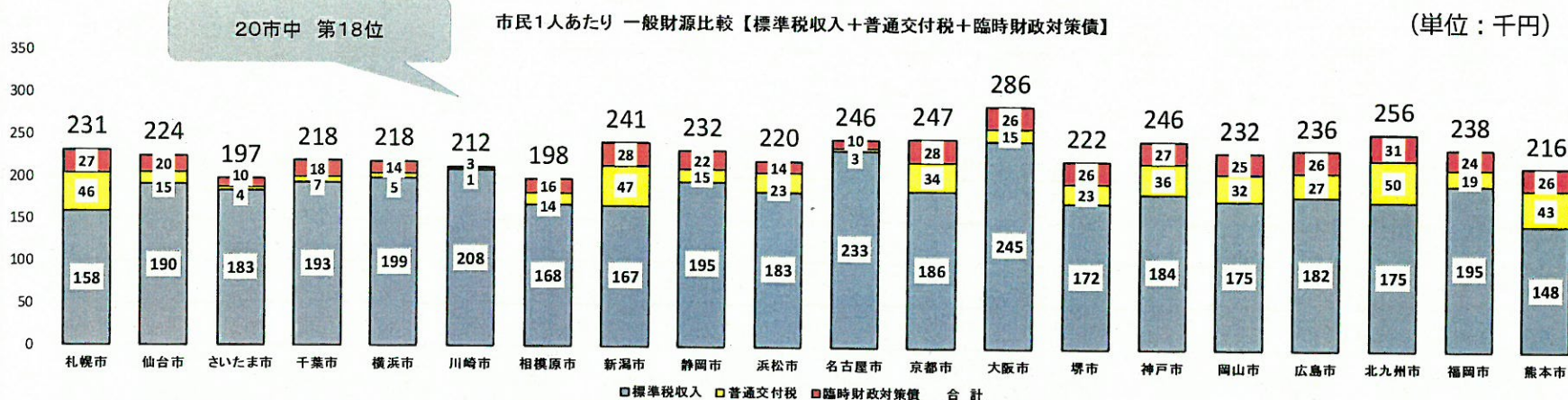
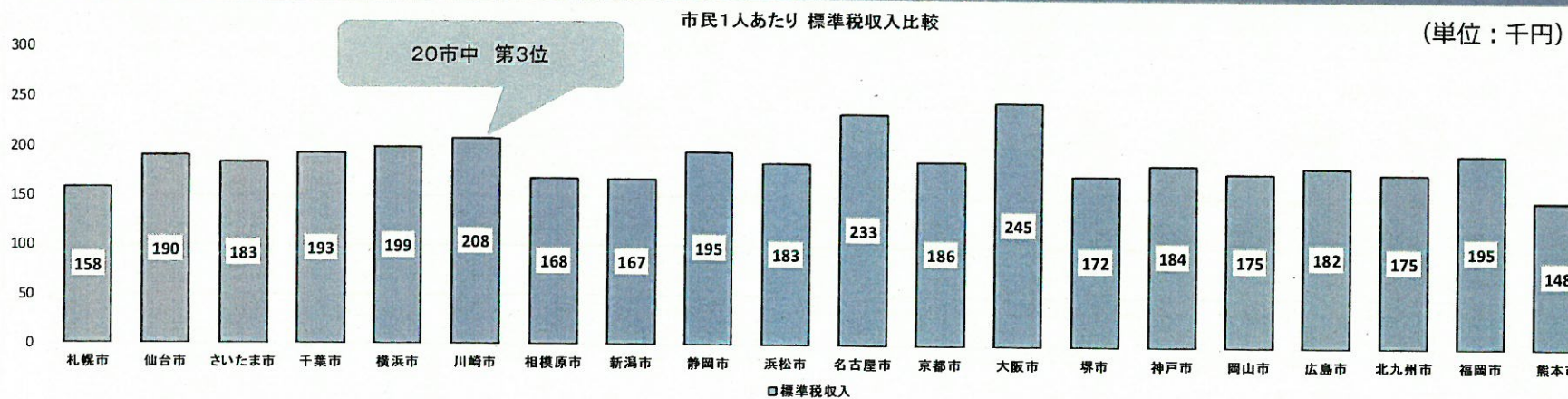


# 川崎市の財政分析

# 「財政力」の分析と評価（平成27年度決算額）

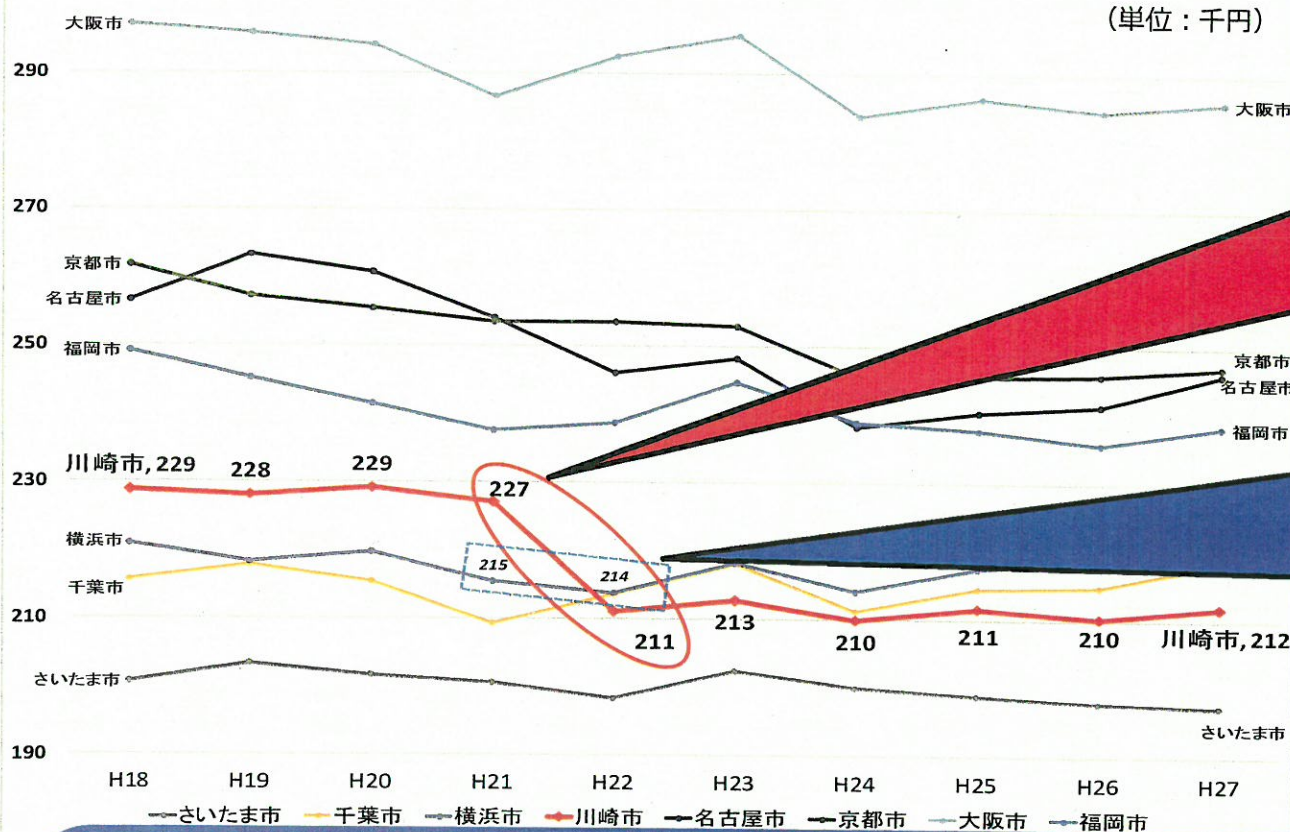


- ◆ 『市民1人あたりの税収』を比較すると、川崎市は、大阪市、名古屋市に次ぐ第3位。
  - ◆ ところが、普通交付税及び臨時財政対策債を加味した、『市民1人あたり一般財源』を比較すると第18位に落ちる。
- ⇒ **「不交付団体」=財政的に余裕がある という関係は成り立たない。**



# 市民1人あたり一般財源の政令市比較（平成18～27年度）

標準税収入額等+普通交付税+臨時財政対策債の政令市比較（人口1人あたり決算額ベース）



**【川崎市】**

	H21	H22
標準税収入	:213	⇒ 197
普通交付税	: 0	⇒ 0
臨時財政対策債	: 14	⇒ 14
合計	:227	⇒ 211

標準税収入が減少したにもかかわらず、普通交付税・臨時財政対策債が増加せず、一般財源合計が減となった。

**【横浜市】**

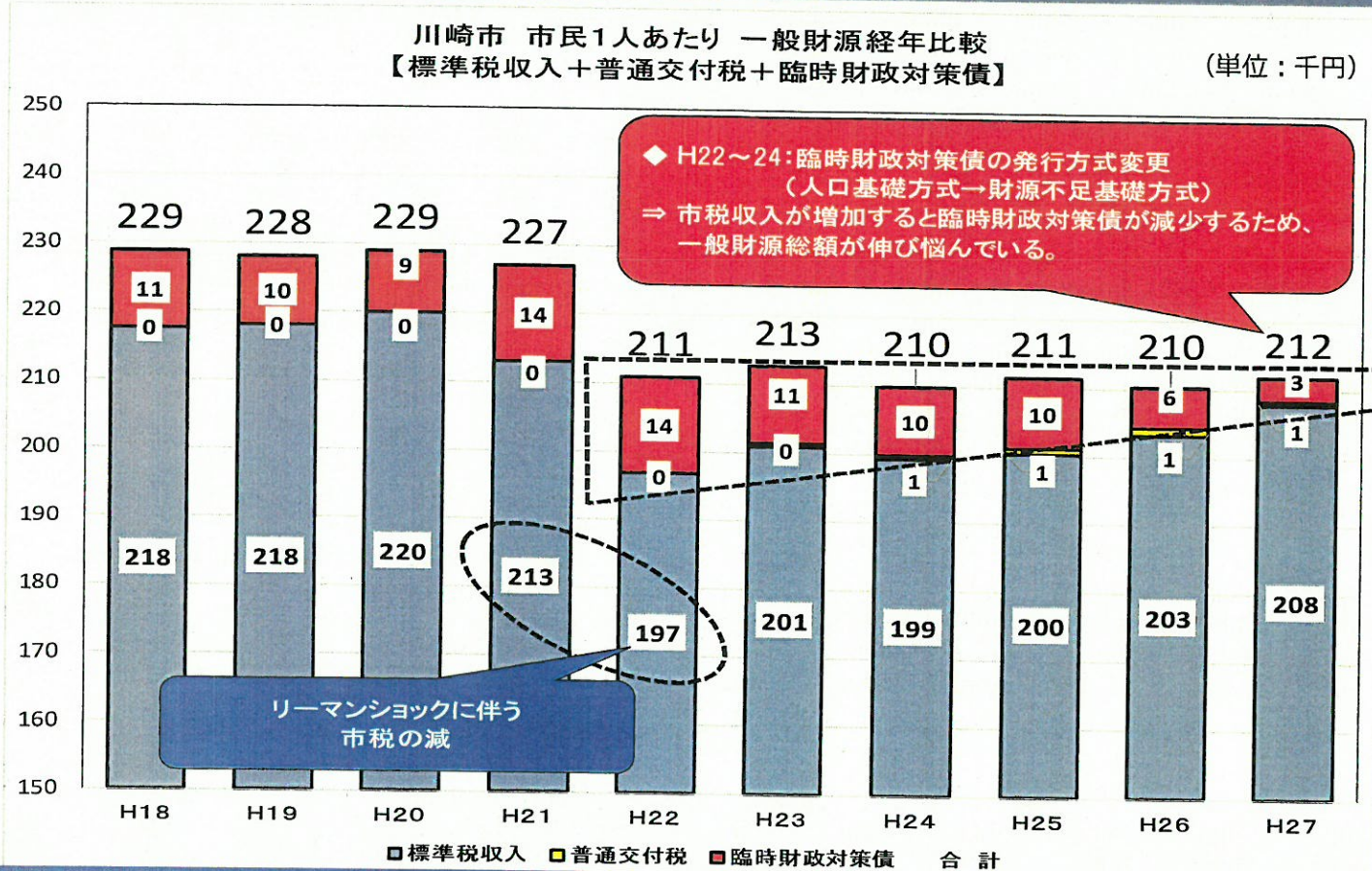
	H21	H22
標準税収入	:201	⇒ 191
普通交付税	: 0	⇒ 4
臨時財政対策債	: 14	⇒ 19
合計	:215	⇒ 214

標準税収入が減少したものの、普通交付税・臨時財政対策債が増加したため、一般財源合計は、ほぼ横ばい。

- ◆ リーマンショックの際、川崎市は、「不交付団体」であることに変わりはなく、普通交付税等の増がなかったため、市税の減収により直接的に一般財源全体が減少。
  - ◆ 一方、交付団体であった他の政令市は、市税の減収はあったものの、普通交付税等が増となったため、一般財源全体の減少は緩和。
- ⇒ 「不交付団体」は一般財源全体の変動が大きいいため、財政運営が難しい。 2



# 川崎市における市民1人あたり一般財源（平成18～27年度）



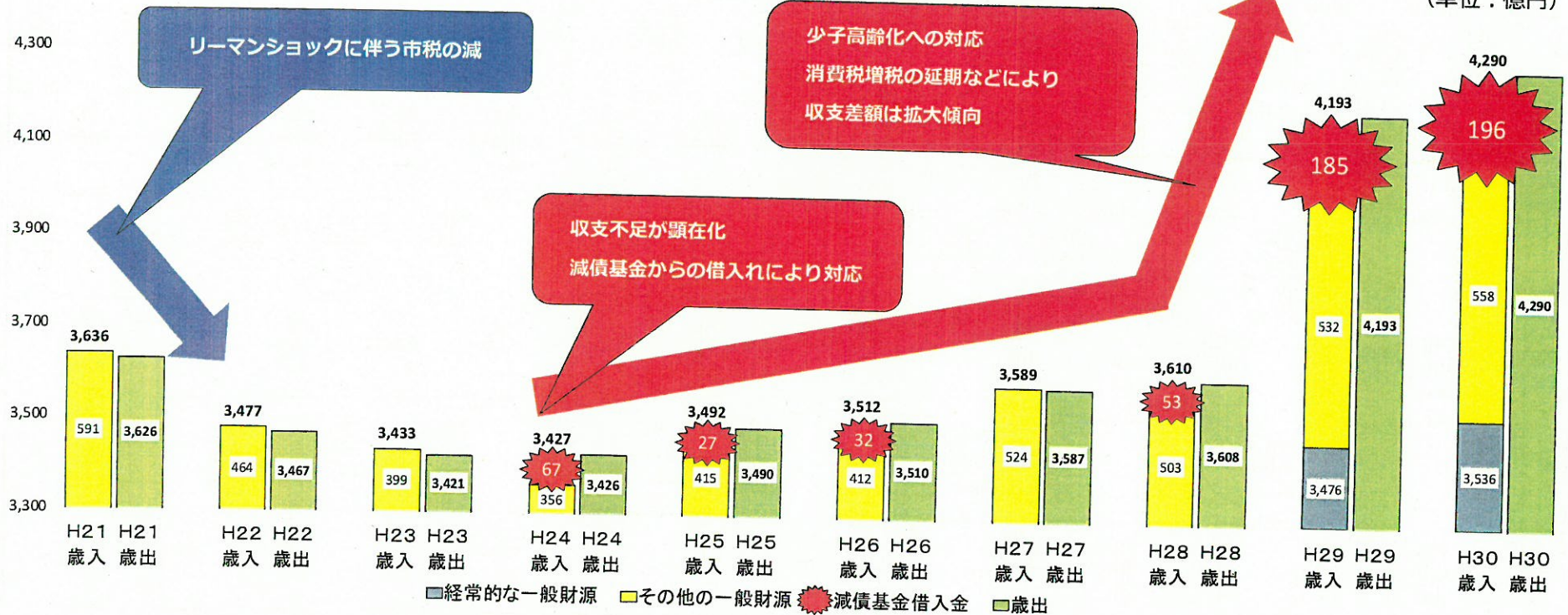
- ◆ 市税は、リーマンショックに伴い、平成21→22年度にかけて大幅に減収。
- ⇒ 市税の減が歳入全体の減に直接つながることは、「不交付団体」特有の状況。
- ◆ 臨時財政対策債の発行方式が「財源不足基礎方式」へ変更。
- ⇒ 市税収入が増加すると、財源不足額が減少し、臨時財政対策債の発行が減少。
- ⇒ **市民1人あたりの一般財源は、10年前の水準を回復できていない。**



# 川崎市における歳入・歳出決算比較（一般財源ベース・平成21～30年度）

川崎市 歳入一般財源・歳出一般財源 経年比較

(単位：億円)

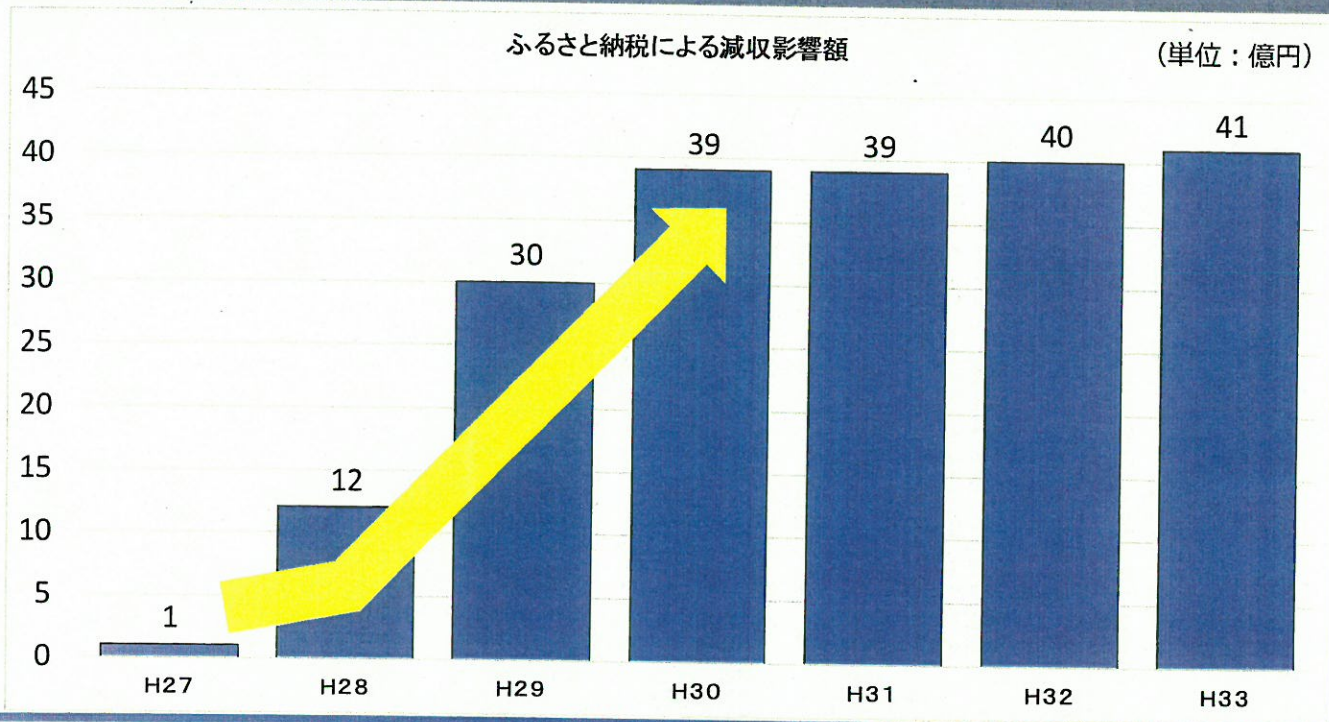


※①経常的な一般財源 = 市税収入 + 普通交付税 + 臨時財政対策債 ※②H28までは決算額、H29以降は見込額

- ◆ リーマンショック後、経常的な歳入が伸び悩む一方で、少子高齢化などにより、歳出の削減は困難。
  - ◆ 平成22・23年度については、土地売払収入などの臨時的な歳入で対応したが、それも減少した平成24年度に収支不足が顕在化し、減債基金からの借入れを実施。
- ⇒ **歳入と歳出のギャップ、いわゆる収支差額が拡大しており、財政状況が厳しい。** 4



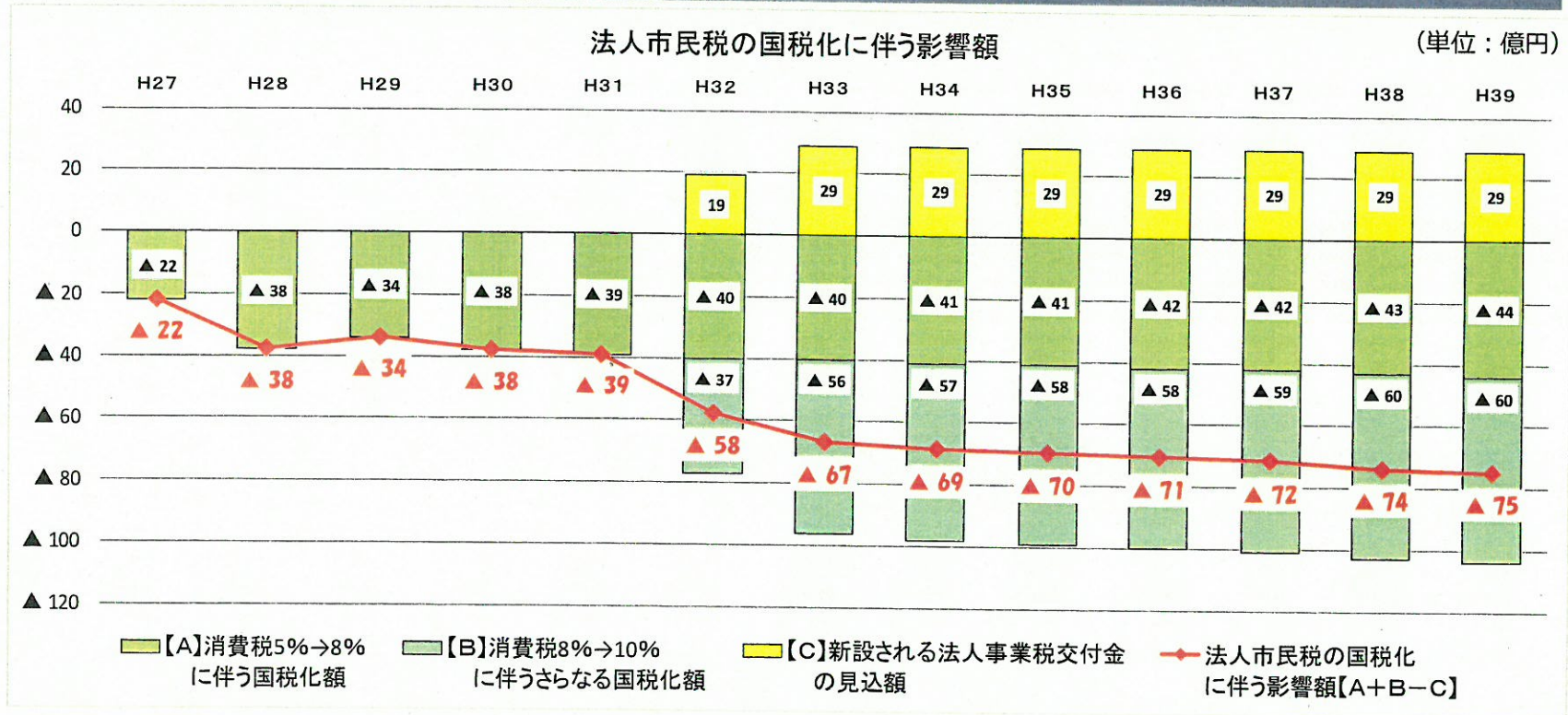
## 川崎市における「ふるさと納税」による減収影響額



- ◆ ふるさと納税制度は、応援したい自治体への気持ちをかたちにするものであり、豊かな地域社会の形成や住民の福祉増進に寄与するものと認識。
  - ◆ 平成28年度の、寄附金控除上限額の1割から2割への引き上げと、確定申告が不要となるワンストップ特例制度の創設や、平成30年度の、県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲などにより、減収額が急増。
  - ◆ **「不交付団体」の場合、減収額の75%が地方交付税で補てんされないため、行政サービスへの影響は他都市と比べてより深刻。**
- ⇒ **「不交付団体」への影響を緩和する財政措置の創設が必要。**



# 法人市民税の国税化に伴う川崎市の減収影響額



◆ 地方法人税（＝法人市民税の交付税原資化）は、地域間の財政力格差の縮小のため、消費税率の引上げにあわせて2段階で税率を改定。

◆ なお、消費税率10%の際に、法人事業税交付金が新設される予定。

⇒ **地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分であり、受益と負担の関係や、税源涵養の意欲を削ぐといった点が懸念される。**